

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

あなたは本当に
DVを知っていますか…？

11月20日に、男女共同参画セミナー・ちょっと気になるセクハラ考座を開催しました。女性専用心理カウンセリングルーム「office kei」のカウンセラーである中島あきらさんを講師にお迎えし、DV(ドメスティック・バイオレンス)の実態や子どもに与える影響などのお話をいただきました。その一部を紹介します。



■DVの本質

- ・DVは一方のパートナーによる他方への支配
- ・DVは加害者の考え方と価値観から生じる
- ・身体的、性的暴力は、その他の支配的な行為の効果を高めるために加害者が身勝手に使い、結果としてパートナーの自立する力を奪う
- ・実際に威力をもっているのは、外からは見えない行為(精神的暴力、経済的暴力、威嚇、強制、脅迫、孤立させる、子どもを利用するなど)

■被害者に何が起こるか

- ・身体的、精神的な健康障がい
- ・DVを目撃した子どもは、脳の視覚野が萎縮することが研究で明らかになっている

■被害者に必要なこと

- ・発見、分離(安全確保)、心理教育
- ・DVについて正しく学び、知識と力をつけられる場

■私たちにできること

- ・被害者の話をたくさん聞くことで、逃げ出す勇気をつけてもらうこと
- ・徹底的に被害者の味方であること

感想・意見(一部抜粋)

- ・若い人(20代以下)を対象とした学校教育に取り入れて欲しい
- ・もっと詳しく話がききたかった。これが実態なんだなと思い知らされた
- ・DVについて考える機会がないので、DV=暴力というイメージを持っていた。もし悩んでいる人に出会ったらよく話を聞いて、逃げる勇気をもてるように話ができる人になりたいと思った
- ・面前DVを経験した子どもが大きな影響を受けるというのは、とても納得した。DVの直接被害者はもちろんだが、2次被害者のことも考えると、とても恐ろしいものだ改めて感じた
- ・自分でも気づいていないうちにDVにつながることもあるし、周りにも気づいていない人もいると思うので、苦しい思いをしている人に伝えていけるようにしたい



おごおり女性ホットライン ☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに、専門の相談員が対応します。



配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談してください。

